

一般社団法人新潟県公認心理師会は公認心理師の職能団体として、会員が提供する専門的心理支援業務の質を保つとともに、対象となる人々の基本的人権を守り、自己決定権を尊重し、その心の健康と福祉の増進を目的として倫理綱領を策定する。

会員は、上記の目的に沿うよう、専門的職業人としての自覚を持つとともに一人の社会人としての良識を保持するよう努め、その社会的及び道義的な責任を果たすため、以下の綱領を遵守する義務を負うものである。

- 1 会員は、人々の心の健康の保持増進のために、高い倫理観と使命感をもって活動し、公共の福祉に寄与することを通じて、よりよい社会づくりに貢献する。
- 2 会員は、基本的人権を尊重し、国籍、人種、宗教、思想、信条、年齢、性別及び性的指向、社会的地位、経済状態などにかかわらず、すべての人をかけがえのない存在として尊重し、差別したり、自らの価値観を強制したりしない。
- 3 会員は、要支援者等との間に信頼関係を築き、誠意と責任感をもって最善を尽くすとともに、心理支援行為を、自己の欲求や利益のために行うことがあってはならない。また、心理支援にあたって、原則として、要支援者等との間で専門的支援関係以外の関係を持つてはならない。
- 4 会員は、専門的知識や技術、倫理的問題等について専門的資質の向上を図り、つねに最良の水準を保持するよう努力しなければならない。同時に、自らの専門家としての知識・技術の限界を十分に自覚し、その範囲内のみにおいて専門的活動を行う。
- 5 会員は、業務遂行にあたって、対象者のプライバシーを尊重し、その内容が自他に危害を加えるおそれがある場合又は法に定めがある場合を除き、職務上知りえた秘密を他者に漏らしてはならない。
- 6 会員は、要支援者等の自立性を最大限に尊重し、その自己決定を重んじる。心理支援にあたっては、要支援者等が理解しやすい方法で十分な説明を行い、同意を得るように努める。
- 7 会員は、自らの活動について、業務の透明性を保ち、説明責任を果たすため、客観的かつ正確な記録の作成・保管等に努める。
- 8 会員は、要支援者等の利益のために、公認心理師同士及び他の関係職種と適切な連携、協力をを行う。
- 9 会員は、心理支援に関わる研究・実践を通じ、研究倫理の原則を遵守しながら、専門的知識・技能の創造と開発に努め、専門的心理支援領域の学問的発展に貢献する。
- 10 会員は、出版、講演、研修活動、各種通信媒体による情報発信などにおいて、秘密保持の原則に十分配慮すると同時に、その発信の仕方や内容において社会の誤解を招かないよう、専門家としての十分な配慮と節度を保つ。

- 11 会員は、公認心理師の信用を傷つけ、公認心理師全体の不名誉となるような行為をしないよう、自らを律する。
- 12 会員は、専門職団体としての新潟県公認心理師会の活動に参加・協力し、後進の育成に尽くすとともに、職能と職域の発展のために相互に律し合い、高め合う。

#### 附則

- 1 この倫理綱領は、2022年6月5日から施行する。